補装具・日常生活用具等

補装具の交付・借受け・修理

障害者総合支援法の自立支援給付に基づく国の制度です。

身体障がい者の身体機能の障がいを補い、日常生活を容易にするための器具を交付、借受けまたは修理するものです。一部介護保険による給付が優先されます。

1 対象者・身体障がい者

・難病患者等の方

2 交付品目 義肢・装具・座位保持装置・視覚障害者安全つえ(白杖)・歩行補

助つえ(一本杖を除く)義眼・眼鏡・補聴器・人工内耳・車いす・

電動車いす・歩行器・重度障害者用意思伝達装置

※以下の物は18歳未満の障がい児のみ対象となります。

座位保持いす・起立保持具・頭部保持具・排便補助具

3 利用者負担 費用の1割

(負担額の上限があります。詳細は以下を参照してください。)

所得区分	世帯の収入状況	利用者負担上限額(月額)
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低 所 得	市町村民税非課税世帯	0円
	本人又は配偶者(児童の場合は最多収入	
— 般	者) の市町民税所得割課税額が46万円	37, 200 円
	未満の課税世帯	

- ※本人又は配偶者 (児童の場合は世帯最多収入者) の市町民税所得割課税額が 46 万円以上の課税世帯は、支給対象外となります。
 - 4 申 請 先 障がい支援課
 - 5 必要書類等・申請書
 - ・見積書
 - ・マイナンバーがわかるもの
 - ・身体障害者手帳、難病患者等の方は特定疾患医療受給者証 または医師の診断書等
 - ・医師の意見書

※補装具の品目によっては必要となる場合があります。

- 6 留意事項
- ・品目に応じて対象者や耐用年数が定められています。
- ・事前に障がい支援課へ相談してください。
- ・労働災害補償制度、医療保険制度、介護保険制度等他の制度で給付が受けられる場合は、そちらの制度での給付が優先されます。

日常生活用具の給付

障害者総合支援法の地域生活支援事業に基づく市町村の制度です。

重度の障がい者が自力で日常生活ができるよう生活用具を給付します。一部介護保険 による給付が優先されます。

- 1 対象者・身体障がい者
 - ・A判定の知的障がい者
 - ・ 難病患者等の方 等
- 2 給付品目 P55~60の給付品目表を参照してください。
- 3 利用者負担 費用の1割(負担額の上限があります。詳細は P32 の表を参照して ください。)
- 4 申 請 先 障がい支援課
- 5 必要書類等・申請書
 - ・見積書
 - ・身体障害者手帳・療育手帳
 - ・医師の意見書(用具の品目によっては必要となる場合があります。)
- 6 留意事項
- ・品目に応じて対象者や耐用年数が定められています。
- ・事前に障がい支援課へ相談してください。
- ・労働災害補償制度、医療保険制度、介護保険制度等他の制度で給付が受けられる場合は、そちらの制度での給付が優先されます。

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付

児童福祉法に基づく市町村の制度です。

小児慢性特定疾病のある医療費受給者証を交付されている 18 歳未満の児童が、自力で 日常生活ができるよう生活用具を給付します。

- 1 対象者 小児慢性特定疾病の医療費支給認定を受けた子ども
- 2 給付品目 P60の給付品目表を参照してください。
- 3 利用者負担 所得に応じて金額が異なります。
- 4 申 請 先 障がい支援課
- 5 必要書類等・申請書
 - ・見積書
 - ・小児慢性特定疾病医療費受給者証
 - ・医師の意見書(用具の品目によっては必要となる場合があります。)
- 6 留意事項
- ・品目に応じて対象者や耐用年数が定められています。
- ・事前に障がい支援課へ相談してください。
- ・労働災害補償制度、医療保険制度等他の制度で給付が受けられる 場合は、そちらの制度での給付が優先されます。

車いす・スロープの貸し出し

一時的に、車いす・スロープが必要になった方に対して、短期貸し出しを行います。

1 対象者・町内にお住まいで、身体障がい、疾病等により、歩行が困難な方

・町内にお住まいで、歩行が困難な親族を一時滞在させる方

2 貸出期間 1週間以内

3 利用者負担 無料

4 申 請 先 町社会福祉協議会(福祉センター) TEL 84-3741

5 必要書類 申請書

6 留意事項・常時必要な方に長期で貸し出しする制度ではありません。

・車いすは、役場障がい支援課でも貸し出ししています。